

## 社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組について

### 【現状認識】

事業者による積極的な環境への取組は着実に進展しているものの、今後はこのような事業者による積極的な環境への取組をさらに促進していくための施策を展開していくことが必要である。

参考資料 1 事業者の環境に関する考え方の状況

参考資料 2 環境省における事業者の自主的な環境への取組の促進施策の体系

### ( 1 ) 経済的手法のあり方の検討

#### 【取組状況】

環境への負荷の低減を図るために経済的手法の活用については、その具体的措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、廃棄物の抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響及び諸外国の活用事例等につき、調査・研究を進めた。

特に、地球温暖化問題への対応に関しては、平成 14 年 3 月に策定された「地球温暖化対策推進大綱」において、税・課徴金等の経済的手法については、様々な場で引き続き総合的に検討することとされている。また、政府税制調査会の平成 15 年 6 月の中期答申においては「地球温暖化問題については、規制的手法、自主的な取組、税制以外の経済的手法の活用に加えて、税制を活用することの必要性について広く議論が求められる。」としている。

平成 13 年 10 月に設置された中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の地球温暖化対策税制専門委員会では、温暖化対策税制の制度面についての検討を行ってきたところであり、平成 15 年 8 月に「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～(報告)」をとりまとめ、公表した。

#### 【今後の課題】

税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済、産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、様々な場で引き続き総合的に検討することが必要。

### ( 2 ) 情報的手法の開発と普及

#### ア 情報開示・提供の手法

##### (ア) 環境報告書

#### 【取組状況】

さまざまな規模、業種を含め幅広い事業者に環境報告書の作成と公表の取組を広げ、関係者との意思疎通を促進していくため、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」及び「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン 2001」の普及、環境レポート大賞による表彰や環境報告書シンポジウムの開催などを行った。

また、環境報告書の普及促進及び情報内容の充実など環境報告書の質の向上を図るため、比較可能性及び信頼性を向上するための手法としての第三者レビューのあり方についても検討を行い、第三者レビューの基本的な枠組みや今後の課題などについて報告書を取りまとめた（「平成 14 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書」）。

参考資料 3 事業者の環境報告書への取組状況

参考資料 4 環境レポート大賞過去の受賞作品

参考資料 5 規制改革推進 3 か年計画（再改定）

参考資料 6 平成 14 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書（概要）

#### 【今後の課題】

「循環型社会形成推進基本計画」（平成 15 年 3 月閣議決定）に掲げられた環境報告書の普及目標を踏まえ、さまざまな規模、業種を含め幅広い事業者が環境報告書の作成と公表の取組を広げていくため、ガイドラインの改訂、普及や表彰制度、データベースの提供などを通じた取組支援を引き続き行うことが必要。

また、環境報告書の普及促進と情報内容の充実など環境報告書の質の面での向上の同時達成を図るため、比較可能性や信頼性を向上するための手法としての環境報告書の第三者レビュー推進に向けた検討を引き続き進めることが必要。

参考資料 7 循環型社会形成推進基本計画における目標

#### （イ）環境ラベリング

##### 【取組状況】

わが国唯一のタイプ I 環境ラベル（ISO14024 準拠）であるエコマーク制度では LCA の考え方に基づく新しい商品類型を整備した。

また、事業者の自己宣言による環境主張であるタイプ II 環境ラベルや民間団体が行う環境ラベル等の情報提供制度を整理、分析して提供するデータベースをインターネットのホームページ上に開設し、平成 14 年 8 月に本格運用を開始した。

なお、平成 14 年 4 月から、購入者に対して製品やサービスの環境情報を定量的に開示するタイプ III 環境ラベルの運用が開始された。

さらに、日本のエコマーク、アメリカのグリーンシールなどの世界のエコラベルの実施機関が情報交換、基準の国際調和に向けた検討等のために設立した「世界エコラベリングネットワーク」に対し、情報交換等が円滑に実施されるよう、各国のエコラベルの化学物質の取り扱いに関する実態調査等を通じ支援を行った。

#### 【今後の課題】

購入者が、製品やサービスに関連する適切な環境情報を入手できるよう、環境ラベリン

グその他の手法による情報提供の一層の充実を図ることが必要。

## イ 評価の手法

### (ア) 環境パフォーマンス評価

#### 【取組状況】

事業活動に伴う環境への負荷やそれに係る対策の成果（環境パフォーマンス）を的確に把握し、評価する手法を確立するため、平成 13 年 2 月に公表した事業者の環境パフォーマンス指標（2000 年度版）について、平成 13 年度に行った事業者による試行事業の結果を踏まえ、より事業者を利用しやすくするための検討を行い、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（2002 年度版）」として改訂を行った。

参考資料 8 事業者の環境パフォーマンスの把握状況

参考資料 9 事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 - の概要

#### 【今後の課題】

事業活動における環境への負荷の状況や環境対策の状況を適切に評価するため、事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン（平成 15 年 3 月改訂）について、その普及促進を図ることが必要。

## (イ) 環境会計

#### 【取組状況】

事業者による効率的かつ効果的な環境保全活動の推進に資する環境会計システムの確立に向けて、平成 14 年 3 月に公表した環境会計ガイドライン 2002 年版についての理解を容易にするため、平成 14 年 6 月に「環境会計ガイドブック 2002 年版」を公表したほか、環境保全コスト分類に関する手引書を作成するなどにより、事業者に対する一層の普及促進や実施支援のための取組を行った。また、経営意思決定の際における環境保全と経済的側面を調和するための手法の開発を行い、「環境管理会計手法ワークブック」として平成 14 年 6 月に公表した。さらに、環境会計の国際動向を把握するため、国連持続可能開発部環境管理会計専門家会合（UNDSDEMA - EWG）やアジア太平洋環境管理会計ネットワーク（EMAN - AP）などの国際的な議論に積極的に参画した。

参考資料 1 0 事業者の環境会計への取組状況

参考資料 1 1 「環境会計ガイドライン 2002 年版」の概要

参考資料 1 2 環境会計の理解のために（パンフレット）

#### 【今後の課題】

環境会計については、環境会計ガイドライン等を通じて普及促進を図るとともに、その手法は未確立の部分も残されており、環境会計手法の確立に向けた検討を進めていくことが必要。

#### (ウ) ライフサイクル・アセスメント (LCA)

##### 【取組状況】

製品やサービスに関して、投入される資源、エネルギー量と生産される製品及び排出物のデータ収集、定量化などを行うインベントリ分析や、インベントリ分析の結果を各種環境影響カテゴリーに分類し、それを使用して環境影響の大きさと重要度を分析するインパクト評価の手法などライフサイクルアセスメント (LCA) の手法を調査、研究を行った。特に消費者が製品選択に利用可能な LCA を応用した意思決定手法について引き続き調査を行った。

##### 【今後の課題】

LCA 手法について、その適用に関する課題の整理を進めながら、特にエネルギー起源 CO<sub>2</sub> を発生する各種製品の評価を行い、より CO<sub>2</sub> 発生量の小さい製品の開発、普及を促進することが必要。

また、これまで進めてきた LCA の実施のために必要な手法の開発の成果を用いて、特定地域を限定しての環境負荷の測定・影響評価を行い、既存のデータの拡充・質的向上を図ることが必要。さらに、国際的な枠組みの形成に向けた議論に積極的に参画することが必要。

#### (3) 手続的手法の開発と普及

##### ア 環境管理システム

##### 【取組状況】

環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格である ISO14001 とそれを翻訳した日本工業規格 JISQ14001 についての情報提供等を行うとともに、中小企業への環境マネジメントシステムの普及を図るため、環境マネジメントシステム構築融資制度により、事業者の ISO14001 認証取得及びそれに伴う環境対策投資を支援した。また、中小企業総合事業団により、全国各地で講習会を開催し、また、システム構築事例集を作成した。また、中小企業等においても容易に環境保全活動に取り組むことができる手法としての環境活動評価プログラム (エコアクション 21) について講習会の開催により、その普及を行ったほか、環境活動評価プログラムの内容の見直しや認証制度等について検討し、同プログラムの改訂や認証制度のあり方について報告書を取りまとめた (「平成 14 年度環境活動評価プログラム (エコアクション 21) のあり方に関する検討会報告書」)。

参考資料 1 3 ISO14001 認証取得数の推移

参考資料 1 4 平成 14 年度環境活動評価プログラム（エコアクション 2 1）のあり方に関する検討会報告書

参考資料 1 5 エコアクション 2 1 試行事業パンフレット

#### 【今後の課題】

環境マネジメントシステムの導入を幅広い事業者に広げていくため、ISO14001 について、引き続き情報提供、研修等の支援を行い、取得の促進に努めることが必要。

また、中小規模の事業者などが環境マネジメントシステムの導入に向けた取組を始めることを促す手段として、低利融資、研修をはじめとする取得促進のための支援、簡易な手法である環境活動評価プログラム（エコアクション 21）の普及と第三者認証の実施に向けた検討を引き続き進めることが必要。

#### イ 環境適合設計

##### 【取組状況】

製品やサービスの設計段階において、その製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる環境負荷を捉え、製品の長寿命化なども視野においた環境負荷の低減を図ろうとする環境適合設計については、国際的な規格制定に向け、検討を進めているところ。

##### 【今後の課題】

わが国企業のこれまでの経験を活かしながら、ISO における検討に参加し、貢献するとともに、その幅広い普及を図っていくことが必要。

#### ウ 戦略的環境アセスメントの推進

##### 【現状認識】

戦略的環境アセスメントについて、いくつかの個別の事業分野について上位計画策定に当たって環境保全上の適切な配慮を確保するためのシステムに関する具体的な考え方や手法が示され、また、東京都や埼玉県において、上位計画に関して条例や要綱が制定される等、目標達成のためのシステム構築の動きが見られるところであるが、十分なシステムが導入されている状況にはない。

##### 【取組状況】

環境省において、平成 1 2 年 8 月に戦略的環境アセスメントの原則について、平成 1 3 年 9 月に廃棄物分野に戦略的環境アセスメントを適用する場合の考え方や海外での事例について、報告書を公表した。

国際シンポジウム「戦略的環境アセスメントの効果的な実施のために - 各国の実例に学ぶ - 」を、平成 1 5 年 2 月 2 0 日に開催した。

現在、国や地方公共団体が戦略的環境アセスメントを試行的に実施するに当たって参考となる手引き書を作成するための検討を廃棄物に係る計画を例として行っている。

#### 【今後の課題】

可能な分野や具体的計画から配慮を行うためのシステムを導入して実例を積み重ね、その有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえて環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図る必要がある。そのため、各事業所管官庁や都道府県とも情報交換しつつ、出来るだけ多くの実例の実施を促進する必要がある。また、このような検討や取組の状況を見つつ、必要に応じて制度化の検討を進める必要がある。

現在ほとんど調査検討が進んでいない政策レベルにおいて環境配慮を行うための手法について、調査検討を開始する必要がある。

## エ 環境影響評価

#### 【現状認識】

環境影響評価法（平成11年6月施行）に基づき手続きの対象となったものは132件（平成15年3月現在）あり、そのうち手続き当初から法に基づき手続きを開始したものは82件である。環境影響評価制度に対する全般的な理解は進んでいるものの、スコーピング（住民・専門家等外部の意見を踏まえ、環境影響評価の内容を絞り込む手続き）の活用、アセスメントを通じた主体間のコミュニケーションの促進等には課題が多い。また、比較的新しい制度でもあり、予測・評価や環境保全措置に関して常に新たな技術手法を把握、開発するとともに、それらの技術が事業者によって活用されるようにするという観点からは課題も多い。

#### 【取組状況】

環境影響評価に関するホームページを開設し、手続き状況に関する情報をリアルタイムで提供するなど環境アセスメントに関する情報をインターネットにより提供している。環境影響評価法の施行以降、65件の対象事業に対し、環境大臣意見を述べ、意見の趣旨は概ね各所管大臣意見に反映された。

参考資料16 環境影響評価法の施行状況

参考資料17 環境情報支援ネットワークにおける取組

事業者が正確な環境影響評価を行うための環境影響評価の技術手法については、最新の科学的知見に基づき、分野別に整理・検討を進めており、成果については年度ごとに取りまとめの上公表し、技術ガイド等として事業者等に提供している。予測の不確実性を補うものとして事後調査についての情報収集を行うとともに、これを解析し適切な事後調査等の実施方法等について検討し情報提供をしている。

参考資料18 環境影響評価の検討手法に関する情報提供

質の高い環境影響評価が行われるよう幅広い知識と技術を備えた専門家の育成・確保の

ため、各種の研修等を実施している。

【今後の課題】

環境影響評価に関する手続きが円滑に行われるよう今後とも適切な法運用に努めるとともに、必要に応じ対象事業へ環境保全の見地からの確な大臣意見を述べていくことが必要である。また、事業者によりアセス結果に基づき環境保全の適正な配慮がなされるかどうか今後とも十分にフォローしていく必要がある。

できる限り定量的かつ客観的で正確な環境影響評価が行われるよう、引き続き新たなニーズや最新の科学的知見に応じて常に技術評価手法のレビュー、開発及び提供が必要である。

環境影響評価法に基づき定められている環境影響評価の項目等の選定指針などの基本となるべき事項（いわゆる「基本的事項」（環境省告示））について、環境影響評価の実施状況や科学的知見の蓄積を踏まえ、点検を行い、その結果を公表することが必要である。

国民に環境影響評価制度が理解され、必要な場合に必要な意見が提出されるためには、環境影響評価制度に関する普及啓発を続けるとともに、事業者と国民がコミュニケーションを進めるための手法を開発し、また、国民にとって利用しやすい形での情報の提供を図っていく必要がある。

過去の環境影響評価の知見が事業者、行政、住民等において活用され、より提案型の環境影響評価が行われるよう、環境保全措置、過去の評価書のよりわかりやすい検索システム等の開発・提供を行う等の適切な情報提供を行う必要がある。